

『平成17年度施策実施状況調書』

| 施策名 | 行政改革大綱等に基づく行政改革の推進 | | | | 担当部局名 | 行政管理局 |
|----------------------|---|---|------|------|-------|-------|
| 上位政策との関係(上位政策目標への貢献) | 行政改革の推進にあたり、社会経済情勢の変化に対応しつつも、着実に、効率的に推進するためには、計画的かつ集中的にその実施を図ることが有効である。そのため、政府は平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」に基づき、平成12年から平成17年度までを集中改革期間として、各般の改革を推進してきた。 総務省は毎年度行政改革の実施状況のフォローアップを実施することにより、その進行管理を行っている。 | | | | | |
| 主な指標の状況 | 主な指標等 | 目標値 | 目標年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
| | 行政改革大綱のフォローアップの実施状況 | — | — | — | — | — |
| | | | | | | |
| 施策の主な実施手段の状況 | 事業名 | 概要 | | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
| | 予算執行を主とするもの | 該当なし | | | | |
| 施策の主な実施手段の状況 | 項目 | 概要 | | | | |
| | 制度の企画・運用を主とするもの | <p>行政改革の推進のため、平成12年12月1日に行政改革大綱を閣議決定。また、今後の行政改革の着実な実施を図るため、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定。</p> <p>平成17年3月にこれらの閣議決定に基づく改革の実施状況をフォローアップし、「行政改革の実施状況(「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ)」として行政改革推進本部に報告・公表した。その主な内容は以下のとおり。</p> <p>① 政府及び政府関係法人のスリム化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月24日に「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」(平成17年度の減量・効率化方針)を取りまとめ。 国の行政機関の定員については、省庁再編時の840,691人から平成16年度の332,239人まで、508,452人を純減。25%の純減の対象となる郵政現業を除いた定員については、省庁再編時の543,665人から平成16年度の332,239人まで211,426人を純減し、25%の純減目標を達成。 <p>② 特殊法人等改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進め、既に、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、135法人の組織形態について法制上の措置その他の必要な措置を講じたところ。こうした改革の成果を財政支出に反映させた結果、平成17年度予算においては、改革前の平成13年度に比べて、約1.5兆円の削減。 <p>③ 行政立法手続の法制化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)等を踏まえ、行政立法について国民一般から意見を求める手続を法制化することとし、平成16年4月から12月まで、総務大臣の下に「行政手続法検討会」を開催。同検討会の報告に沿って立案した行政手続法の一部を改正する法律案を、17年3月11日に通常国会に提出。 <p>④ 規制改革の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月25日に、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」等を最大限に尊重する旨の閣議決定(16年12月28日)を踏まえた。 片仮名・文語体で表記されている民法を平仮名・口語体に改めるとともに、現代では用いられていない用語を平易なものに置き換えるため、「民法の一部を改正する法律」案を第161回国会に提出し、同法律案は平成16年11月25日に可決成立。 <p>⑤ 電子政府化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%(約1万3,000件)をオンライン化。 | | | | |
| 情報提供等を主とするもの、その他 | 項目 | 概要 | | | | |
| | | 該当なし | | | | |

『平成17年度施策実施状況調書』

| | | | | |
|--|--|----------|----------|----------|
| <p>(業務改善への取組状況) 16年度のフォローアップ作業にあたっては、これまでの様式を変更し、表形式を採用するとともに、記述を簡素化するなど、国民の読みやすさと各府省の事務負担の軽減に配慮した。</p> | | | | |
| <p>本施策に関する課題等の状況</p> | <p>(課題等の状況) 行政改革大綱は、平成17年までの間を一つの目途として集中的・計画的に実施することとしており、平成17年は「行政改革大綱」の成果を総括する必要。 また、昨年末に閣議決定された「今後の行政改革の方針」に基づく各般の改革施策の更なる推進が必要</p> | <p>予</p> | <p>制</p> | <p>情</p> |
| <p>本施策に関する専門家の意見等</p> | <p>早稲田大学大学院公共経営研究科塚本壽雄教授の意見(平成17年6月17日聴取)を今後の政策の課題等の把握に活用した。意見のポイントは以下のとおり。 ○ 行政改革の評価を行うにあたっては、それによって定員や法人の数がどれだけ減るか、ということだけでなく、行政改革によってどのような姿を目指し、それが国民にとってどのようなメリットがあるかを示し、それとの関係で評価を行うことも必要。 ○ 定員管理において、増員効果の検証をするにあたっては、「検査の件数が○件増えた」などの成果にだけ着目するのではなく、「超過勤務が減った」「正常なシフトが組めるようになった」などの勤務実態について検証することも有効。</p> | | | |
| <p>本施策に関する主な資料</p> | <p>行政改革の実施状況(「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ) (平成16年3月31日) (総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/suisin_f.htm)</p> | | | |